

## ヘルパーステーションほほえみ運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社セラピーが開設する指定訪問介護事業所「ヘルパーステーションほほえみ」(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護〔介護予防訪問介護サービス〕事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態(介護予防訪問介護サービスにあつては要支援状態)にある利用者に対し、適正な訪問介護〔介護予防訪問介護サービス〕を提供することを目的とする。

(指定訪問介護〔介護予防訪問介護サービス〕運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定訪問介護事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

3 介護予防訪問介護サービス事業所の訪問介護員等は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名称 ヘルパーステーションほほえみ

二 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂2-1-1(明治安田生命浦和ビル4階)

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2 サービス提供責任者 2人以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護〔介護予防訪問介護サービス〕の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画〔介護予防訪問介護サービス計画〕の作成等を行う。

3 訪問介護員 25人以上

訪問介護員は、訪問介護〔介護予防訪問介護サービス〕の提供に当たる。

4 事務職員 1人

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日まで及び祝祭日を除く。

二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

三 連絡体制 携帯電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(訪問介護〔介護予防訪問介護サービス〕の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定訪問介護〔介護予防訪問介護サービス〕の内容は次のとおりとし、指定訪問介護〔介護予防訪問介護サービス〕を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護〔介護予防訪問介護サービス〕が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

一 身体介護

二 生活援助

三 介護予防訪問介護サービス

2 第9条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護〔介護予防訪問介護サービス〕に要した交通費は、その実費を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明した上で、支払いに同意を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護〔介護予防訪問介護サービス〕を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 指定訪問介護〔介護予防訪問介護サービス〕の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供による事故の発生を担保する1億円以上の損害賠償保険に加入し、対象となる事故が発生した場合には、損害保険会社にすみやかに手続きを行う。

(苦情処理)

第8条 指定訪問介護〔介護予防訪問介護サービス〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、さいたま市全域とする。

(個人情報の保護)

第10条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待の防止)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

二 虐待の防止のための指針を整備すること。

三 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業所は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村等の関係機関に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後3カ月以内

二 継続研修 年6回以上

2 従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、事業者の代表取締役と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成14年3月1日制定した運営規程を

平成16年5月1日から変更して施行する。

平成21年6月10日から変更して施行する。

平成21年10月1日から変更して施行する。

平成23年7月1日から変更して施行する。

平成25年11月1日から変更して施行する。

平成27年8月1日から変更して施行する。

平成29年5月30日から変更して施行する。

平成31年2月1日から変更して施行する。

令和4年2月1日から変更して施行する。

令和6年4月1日から変更して施行する。